

日本税理士会連合会  
会長片岡輝昭殿



1990年12月28日  
全国青年税理士連盟  
会長 小池幸造

## 税務通達に関する要望書

前略 貴会におかれましては益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。私達全国青年税理士連盟は、税理士一般試験合格者を中心として組織されており、真に国民のための税制の確立を目指している団体です。

今回の相続税財産評価通達の改正（相続税財産評価に関する基本通達の一部改正について 直評12（例規）、直資2-203 平成2.8.3）については、内容自体の問題はともあれ、まさに通達そのものが政策の一手段として実現したものであります。これは、税制のあり方を民主的に決定するという機能であるところの租税法律主義の観点から逸脱するものであると考えます。

私達全国青年税理士連盟は、通達の改廃等には際しては、日本税理士会連合会会則第3条第2項の規定に基づき、税務行政庁に対して以下の建議をされます事を要望を致します。

参考までに、私達全国青年税理士連盟の通達に関する基本認識をご紹介します。

草々

### 記

1. 税務通達の制定過程において審議会を設置し、その審議過程を広く国民に周知させることを制度化する。
2. 税務通達の制定過程において民間の税の専門家団体である税理

士会に諮問し意見を聴取し、かつ当該意見を尊重する事を制度化する。

3. 制定された税務通達については、その都度国会に報告し、立法府の審議機能が働くことを制度化する。
4. 課税要件等に直接影響する重要な税務通達は、アメリカ歳入法典のように法令に規定すべきであり、立法過程を踏んで成文化すべきである。

#### - 参考 - 通達に関する基本認識

通達とは、国家行政組織法第14条第2項でも明らかなように、上級行政庁が下級行政庁に対して、法令の解釈や行政の運用方針などについて命令ないし指令することである。従って、行政内部では拘束力を持つが裁判所を拘束するものではなく、ましてや国民一般に向けられたものでもない。しかしながら、税務行政においては税務通達があたかも法律のごとく一人歩きしているのが現状である。

税務通達は、税務職員の税務取扱の全国統一を図ることを目的として発せられたものである。税務職員はこれに従って行政執行をするため、残念ながら事実上税務通達は社会的には法源性をもつに等しくなる。これは租税法律主義を空洞化せしめることになる。

成文法以外の、判例法・慣習法・学説・訓令及び通達等に対して法源性がないのは、租税法の成文主義を理念とする租税法律主義からも明かである。すなわち、国民主権を理念とする日本国憲法は、行政権の恣意で成文法以外の通達等で国民の権利等を侵害することを保護しているのである。

しかしながら、法律が現存する限り行政権は法の限界を侵すことができないにもかかわらず、税務通達は、租税負担の公平と言う名のもとに憲法を無視して実質的に立法しているのである。

国税庁長官  
角谷正彦殿

1990年12月28日  
全国青年税理士連盟  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン303号  
会長 小池幸造

## 税務通達に関する請願書

前略 貴庁におかれましては益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。私達全国青年税理士連盟は、税理士一般試験合格者を中心として組織されており、真に国民のための税制の確立を目指している団体です。

今回の相続税財産評価通達の改正（相続税財産評価に関する基本通達の一部改正について 直評12（例規）、直資2-203 平成2.8.3）については、内容自体の問題はともあれ、まさに通達そのものが政策の一手段として実現したものであります。これは、税制のあり方を民主的に決定するという機能であるところの租税法律主義の観点から逸脱するものであると考えます。

私達全国青年税理士連盟は、通達の改廃等に際しては、以下の事項に付き請願法の規定に基づき、請願致します。

参考までに、私達全国青年税理士連盟の通達に関する基本認識をご紹介します。

草々

## 言記

1. 税務通達の制定過程において審議会を設置し、その審議過程を広く国民に周知させることを制度化する。

2. 税務通達の制定過程において民間の税の専門家団体である税理士会に諮問し意見を聴取し、かつ当該意見を尊重する事を制度化する。
3. 制定された税務通達については、その都度国会に報告し、立法府の審議機能が働くことを制度化する。
4. 課税要件等に直接影響する重要な税務通達は、アメリカ歳入法典のように法令に規定すべきであり、立法過程を踏んで成文化すべきである。

#### - 参考 - 通達に関する基本認識

通達とは、国家行政組織法第14条第2項でも明らかなように、上級行政庁が下級行政庁に対して、法令の解釈や行政の運用方針などについて命令ないし指令することである。従って、行政内部では拘束力を持つが裁判所を拘束するものではなく、ましてや国民一般に向けられたものでもない。しかしながら、税務行政においては税務通達があたかも法律のごとく一人歩きしているのが現状である。

税務通達は、税務職員の税務取扱の全国統一を図ることを目的として発せられたものである。税務職員はこれに従って行政執行をするため、残念ながら事実上税務通達は社会的には法源性をもつに等しくなる。これは租税法律主義を空洞化せしめることになる。

成文法以外の、判例法・慣習法・学説・訓令及び通達等に対して法源性がないのは、租税法の成文主義を理念とする租税法律主義からも明かである。すなわち、国民主権を理念とする日本国憲法は、行政権の恣意で成文法以外の通達等で国民の権利等を侵害することを保護しているのである。

しかしながら、法律が現存する限り行政権は法の限界を侵すことができないにもかかわらず、税務通達は、租税負担の公平と言う名のもとに憲法を無視して実質的に立法しているのである。